

パートナーシップ宣誓制度について

市では、令和3年4月のパートナーシップ宣誓制度導入を目指し、現在、制度の策定作業を進めています。

この制度を導入している自治体は、令和2年6月30日現在で51自治体あり、今後も増えていくことが予想されます。

1 パートナーシップ宣誓制度とは

現行の法制度では婚姻が認められない性的マイノリティの方が、互いを人生のパートナーとして、相互に責任をもって協力し合うことにより共同生活を行うことを約束した関係であることを宣誓し、市がその宣誓を受領し受領証を交付する制度です。

この制度は、松本市の要綱に基づくものですので、法律婚のような相続等の財産上の権利や税金の控除、扶養の義務等、権利や義務は発生しません。

2 制度の趣旨

松本市総合計画で掲げる「一人ひとりが輝き大切にされるまち」に基づき、性別に関わらず、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、多様性を認め合い、自分らしく暮らしながら、個性や能力を発揮できる社会の実現を目指します。

3 制度の目的

生きづらさや悩みを抱えて暮らす、性的マイノリティの方々があります。

この制度は、パートナーシップ関係にあるお二人が、その自由な意思により行う宣誓を市が受領し認めるものです。市が認めることで、お二人が生きやすく自分らしく暮らすことができ、個性や能力の発揮につながることに期待します。また、性的マイノリティの方への理解促進と多様性を認め合うまちの実現を目指します。

4 この制度で言う性的マイノリティとは

性的指向とは：自分の恋愛・性愛がどのような対象に向いているかを示す概念

性自認とは：自分の性をどのように認識しているかを示す概念

この制度では、次の人達を性的マイノリティとします。

(1) 性的指向が異性愛のみでない人

L：レズビアン 女性の同性愛者（心の性が女性で恋愛対象も女性）

G：ゲイ 男性の同性愛者（心の性が男性で恋愛対象も男性）

B：バイセクシャル 両性愛者（恋愛対象が女性にも男性にも向いている）

(2) 性自認が戸籍上の性と異なる人

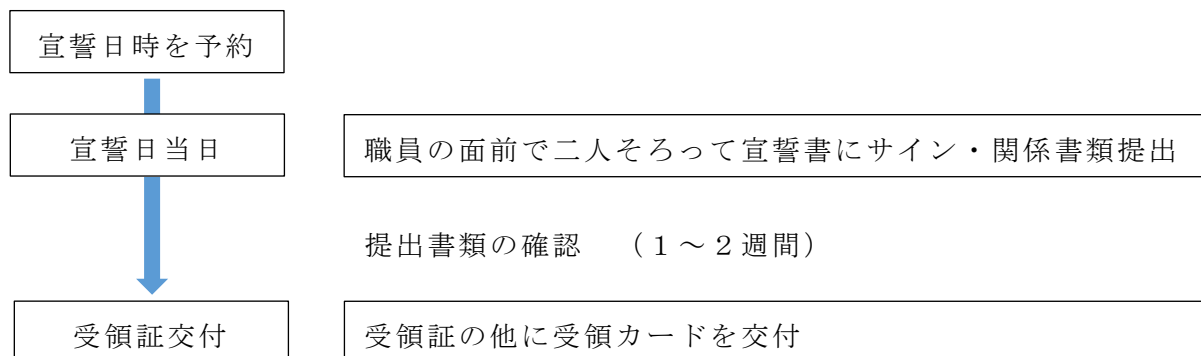
T：身体の性と心の性が一致しないため違和感を持ったり、心の性にそって生きたいと望む人

5 パートナーシップ宣誓できる方の要件（案）

一方又は双方が性的マイノリティのカップルで、次の要件を満たしている方

- (1) 双方とも成年（満20歳以上）に達している
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有している
- (3) 配偶者がいない
- (4) 宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がない
- (5) 双方の関係が近親者（3親等内の親族）でない

6 宣誓の方法と受領証交付の流れ（案）



7 制度導入により宣誓者に対し提供可能な行政サービス等

現在、庁内関係課において提供可能なサービスについて検討中です。

	分野	内容	担当課(担当)
1	市営住宅への入居	パートナーシップ宣誓を行ったカップルを市営住宅の入居資格に加える。	住宅課
2	市立病院における面会・手術同意等	面会・手術同意、看取り等において、親族と同様の扱いとする。	病院局
3	大規模災害時の対応	避難所等における性的マイノリティの方への配慮等について、地域防災計画に記載	危機管理課
4	申請書等の性別記載欄	法令等に基づくものを除き、申請書等における性別記載欄を順次削除	全庁
5	市職員への理解促進	職員の研修計画に性の多様性について実施	職員課 人権・男女共生課
6	相談窓口	多様な性に関する相談に対応（心と生き方の相談）	人権・男女共生課

8 今後の予定

制度に関するパブリックコメントを年内に実施する予定です。